吸収分割に関する事前開示書類

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2021 年 6 月 14 日

株式会社マツモトキヨシホールディングス

2021年6月14日

吸収分割に関する事前開示書類

（会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面）

千葉県松戸市新松戸東9番地1
株式会社マツモトキヨシホールディングス
代表取締役社長　松本　清雄

当社（以下「マツモトキヨシホールディングス」といいます。）は、MKCF分割準備株式会社（以下「シナジー創出会社」といいます。）との間で、2021年10月1日を効力発生日として、マツモトキヨシホールディングスを吸収分割会社、シナジー創出会社を吸収分割承継会社とする、マツモトキヨシホールディングスの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割（以下「本吸収分割」といい、本吸収分割に係る吸収分割契約を、以下「本吸収分割契約」といいます。）を実施いたします。

なお、本吸収分割は、株式会社ココカラファイン（以下「ココカラファイン」といいます。）とマツモトキヨシホールディングスの間における、マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社、ココカラファインを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）の効力発生を条件として無対価で実施する予定であり、本吸収分割に関して、シナジー創出会社においては、会社法第796条第1項本文の規定に基づく略式分割の手続により株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

   別紙1に記載のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

   本吸収分割は完全親子会社間において行われるため、本吸収分割に際し、シナジー創出会社は株式その他の金銭等の交付を行いません。

3. シナジー創出会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

   (1) シナジー創出会社の成立の日（2021年2月18日）における貸借対照表の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

   別紙2に記載のとおりです。

(2) 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第４号ロ）

該当事項はありません。

(3) シナジー創出会社の成立の日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第４号ハ）

① ココカラファインとの吸収分割

シナジー創出会社は、2021 年４月 28 日付で、ココカラファインとの間で、2021 年 10 月１日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインを分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、ココカラファインの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

② 株式会社ココカラファインヘルスケア（以下「ココカラファインヘルスケア」といいます。）との吸収分割

シナジー創出会社は、2021 年４月 28 日付で、ココカラファインヘルスケアとの間で、2021 年 10 月１日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

4. マツモトキヨシホールディングスの最終事業年度（2020 年４月１日から 2021 年３月 31 日まで）の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第５号イ）

① 株式会社マツモトキヨシグループの新設分割

マツモトキヨシホールディングスは、2021 年４月 28 日付で、2021 年 10 月１日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、マツモトキヨシホールディングスを分割会社として、株式会社マツモトキヨシその他の子会社等の株式の保有及び経営管理等を主たる目的とする株式会社マツモトキヨシグループを設立する新設分割に係る新設分割計画を作成いたしました。

② ココカラファインとの吸収分割

マツモトキヨシホールディングスは、2021 年４月 28 日付で、ココカラファインとの間で、2021 年 10 月１日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

③ ココカラファインヘルスケアとの吸収分割

マツモトキヨシホールディングスは、2021 年４月 28 日付で、ココカラファインヘルスケアとの間で、2021 年 10 月１日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの本部機能を承継させること

を目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

5. 本吸収分割が効力を生ずる日以後におけるマツモトキヨシホールディングスの債務及びシナジー創出会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) マツモトキヨシホールディングスの債務の履行の見込みについて

マツモトキヨシホールディングスの 2020 年 12 月 31 日現在の連結貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 365,562 百万円及び 123,134 百万円です。また、本吸収分割によりシナジー創出会社がマツモトキヨシホールディングスから承継する予定の資産及び負債の 2020 年 12 月 31 日現在における帳簿価額は、それぞれ 119,490 百万円及び 100,331 百万円です。

また、2020 年 12 月 31 日から現在に至るまでマツモトキヨシホールディングスの資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、本吸収分割の効力発生日までに予測されるマツモトキヨシホールディングスの資産及び負債の額の変動を考慮しても、本吸収分割後に見込まれるマツモトキヨシホールディングスの資産の額は負債を十分に上回る見込みです。

さらに、マツモトキヨシホールディングスは本吸収分割以外にも 2021 年 10 月１日を効力発生日とする以下の新設分割及び吸収分割（下表参照）を行う予定ですが、当該新設分割及び吸収分割並びに本吸収分割の効力発生日以後においても、マツモトキヨシホールディングスの資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。

以上の点、並びに、マツモトキヨシホールディングスの収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、マツモトキヨシホールディングスが負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

（本吸収分割以外に実施する新設分割）

（単位：百万円）

新設会社	分割する事業部門	（2020 年 12 月 31 日現在）	
		承継資産帳簿価額	承継負債帳簿価額
株式会社マツモトキヨシグループ	株式会社マツモトキヨシその他の子会社等の株式の保有及び経営管理等を主たる目的とする機能	101,355	22

（本吸収分割以外に実施するマツモトキヨシホールディングスが分割承継会社となる吸収分割）

（単位：百万円）

分割会社	承継する事業部門	（2020 年 12 月 31 日現在）	
		承継資産帳簿価額	承継負債帳簿価額

ココカラファイン	本部機能	371	－
ココカラファイン ヘルスケア	本部機能	330	－

(2)　シナジー創出会社の債務の履行の見込みについて

シナジー創出会社の 2021 年２月 26 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 10 百万円及び０百万円です。また、本吸収分割によりシナジー創出会社がマツモトキヨシホールディングスから承継する予定の資産及び負債の 2020 年 12 月 31 日現在における帳簿価額は、それぞれ 119,490 百万円及び 100,331 百万円です。

また、2021 年２月 26 日から現在に至るまでシナジー創出会社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、本吸収分割の効力発生日までに予測されるシナジー創出会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本吸収分割後に見込まれるシナジー創出会社の資産の額は負債を十分に上回る見込みです。

さらに、シナジー創出会社は本吸収分割以外にも 2021 年 10 月１日を効力発生日とする以下の吸収分割（下表参照）を行う予定ですが、当該吸収分割及び本吸収分割の効力発生日以後においても、シナジー創出会社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。

以上の点、並びに、シナジー創出会社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、シナジー創出会社が負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

（本吸収分割以外に実施するシナジー創出会社が分割承継会社となる吸収分割）

（単位：百万円）

分割会社	承継する事業部門	（2020 年 12 月 31 日現在）	
		承継資産帳簿価額	承継負債帳簿価額
ココカラファイン	営業企画・運営支援機能等	3,666	－
ココカラファイン ヘルスケア	営業企画・運営支援機能等	6,903	572

以上

別紙１　吸収分割契約の内容

次ページ以降をご参照ください。



吸収分割契約書

株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「**M 社**」という。）及び MKCF 分割準備株式会社（以下「**シナジー創出会社**」という。）は、2021 年 4 月 28 日（以下「**本契約締結日**」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第 1 条（本吸収分割）

M 社及びシナジー創出会社は、本契約の規定に従い、シナジー創出会社を承継会社、M 社を分割会社とする吸収分割（以下「**本吸収分割**」という。）の方法により、M 社の営業企画・運営支援機能等に関する別紙「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務（以下「**承継対象権利義務**」という。）をシナジー創出会社に承継させ、シナジー創出会社はこれを承継する。



第 2 条（当事者の商号及び住所）

M 社及びシナジー創出会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) シナジー創出会社（承継会社）

商号：MKCF 分割準備株式会社（2021 年 10 月 1 日付で株式会社 MCC マネジメントに変更予定）

住所：東京都文京区湯島一丁目 8 番 2 号　MK 御茶ノ水ビル

(2) M 社（分割会社）

商号：株式会社マツモトキヨシホールディングス（2021 年 10 月 1 日付で株式会社マツキヨココカラ＆カンパニーに変更予定）

住所：千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1



第 3 条（承継する権利義務に関する事項）

1. シナジー創出会社は、本吸収分割により、M 社から承継対象権利義務を効力発生日において承継する。
2. 前項の規定による債務の承継は、全て重畳的債務引受の方法による。
3. シナジー創出会社は、本吸収分割の効力発生後に第 1 項に基づき M 社からシナジー創出会社に承継された債務以外の M 社の債務について履行その他の負担をした場合、M 社に対して、当該負担の全額について求償することができる。

第 4 条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

シナジー創出会社は、本吸収分割に際し、シナジー創出会社が前条第 1 項に基づき承継する承継対象権利義務の対価を支払わない。

第 5 条（シナジー創出会社の資本金等の額）

本吸収分割によりシナジー創出会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加

しない。

第 6 条（効力発生日等）

1. 本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2021 年 10 月 1 日とする。但し、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、M 社及びシナジー創出会社は協議し合意の上、これを変更することができる。
2. 本吸収分割は、株式会社ココカラファイン（以下「**C 社**」という。）と M 社との間の 2021 年 2 月 26 日付株式交換契約に基づく M 社を株式交換完全親会社、C 社を株式交換完全子会社とする株式交換の効力が生じていることを停止条件として、その効力を生じるものとする。

第 7 条（株主総会）

1. M 社は、2021 年 6 月 29 日に開催予定の定時株主総会（以下「**M 社定時株主総会**」という。）において、本契約の承認を求める。
2. シナジー創出会社は、会社法第 796 条第 1 項の規定に基づき、本契約についての同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。
3. 本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、M 社及びシナジー創出会社は協議し合意の上、M 社定時株主総会の開催日を変更し、又は本契約の承認を得るために臨時株主総会を開催することができる。

第 8 条（本吸収分割の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、M 社及びシナジー創出会社は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本吸収分割を中止することができる。

第 9 条（競業避止義務の免除）

M 社は、本吸収分割に関して、競業避止義務を負わない。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、(i)M 社の株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(ii)法令等に定められた本吸収分割の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、又は(iii)第 8 条に基づき本吸収分割が中止された場合には、その効力を失う。

第 11 条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、M 社及びシナジー創出会社は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各1通を保有する。

2021年4月28日

M社：

千葉県松戸市新松戸東9番地1
株式会社マツモトキヨシホールディングス
代表取締役社長　松本　清雄



シナジー創出会社：

東京都文京区湯島一丁目8番2号　MK御茶ノ水ビル
MKCF分割準備株式会社
代表取締役社長　松本　清雄



吸収分割契約書　別紙

承継対象権利義務明細表

効力発生日において、本吸収分割によりシナジー創出会社がM社から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、シナジー創出会社がM社から承継する資産及び債務については、M社の2020年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1.　資産

M社の以下の資産

(1)　流動資産

①　ドラッグストア等のグループ会社の営業企画、運営支援及び商品の企画開発・仕入・販売等の事業に関連する前払費用の一切

②　M社の子会社店舗に対する釣銭・両替金配送業務の委託先警備会社への預け金の一切

③　売掛金、商品、貯蔵品、未収入金及び貸倒引当金の一切

(2)　有形固定資産

①　以下の土地

No.	所在	地番	地目	地積
1	豊島区東池袋一丁目	22番11	宅地	254.41㎡

②　以下の建物

No.	所在	家屋番号	種類	構造	床面積
1	豊島区東池袋一丁目22番地11	22番11の3	店舗 事務所	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造 陸屋根地下1階付8階建	1階　221.06㎡ 2階　210.59㎡ 3階　238.20㎡ 4階　238.20㎡ 5階　238.20㎡ 6階　238.20㎡ 7階　215.40㎡ 8階　185.27㎡ 地下1階　209.79㎡

③　以下の建物附属設備を除く建物附属設備の一切

・M 社の本店（所在地：千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1）の建物附属設備
・M 社の事務所（所在地：千葉県松戸市新松戸 1 丁目 483 番地）の建物附属設備
・M 社の事務所（所在地：東京都文京区湯島一丁目 8 番 2 号）の建物附属設備

④ 以下の構築物を除く構築物の一切
・M 社の本店（所在地：千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1）所在の土地上に存在する構築物
・M 社の事務所（所在地：千葉県松戸市新松戸 1 丁目 483 番地）所在の土地上に存在する構築物

⑤ 以下の工具器具備品を除く工具器具備品の一切
・M 社の本店（所在地：千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1）内に存在する工具器具備品
・M 社の事務所（所在地：千葉県松戸市新松戸 1 丁目 483 番地）内に存在する工具器具備品
・M 社の事務所（所在地：東京都文京区湯島一丁目 8 番 2 号）内に存在する工具器具備品

⑥ 以下のリース資産を除くリース資産の一切
・M 社の本店（所在地：千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1）内に存在する映像音響設備及びプロジェクター

(3) 無形固定資産（以下に掲げるものを除き、シナジー創出会社は、M 社から、商標権、特許権、意匠権その他の知的財産権を承継しない。）

① 以下のソフトウェアを除くソフトウェアの一切
・株主総会支援システム

② その他ソフトウェア仮勘定の一切

(4) 投資その他の資産

① ドラッグストア等のグループ会社の営業企画、運営支援及び商品の企画開発・仕入・販売等の事業に関連する長期前払費用の一切

② 以下の敷金及び保証金を除く敷金及び保証金の一切
・M 社が賃借している千葉県松戸市新松戸、千葉県松戸市新松戸東及び千葉県松戸市幸谷に所在する駐車場の賃貸借契約の全てに基づく敷金及び保証金
・M 社の事務所（所在地：千葉県松戸市新松戸 1 丁目 483 番地）の賃貸借契約に基づく敷金及び保証金

③ 出資金、貸倒引当金及びその他の一切

2. 債務

M 社の以下の負債

(1) 流動負債

① 以下のリース債務を除くリース債務の一切

・M 社の本店（所在地：千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1）内に存在する映像音響設備及びプロジェクターに関するリース債務

② ドラッグストア等のグループ会社の営業企画、運営支援及び商品の企画開発・仕入・販売等の事業に関連する未払金の一切

③ 以下の預り金を除く預り金の一切

・配当、報酬及び従業員の給与に関する源泉所得税等の預り金

④ 以下のその他流動負債を除くその他流動負債の一切

・未払事業所税

⑤ 買掛金、ポイント引当金の一切

(2) 固定負債

① 以下の長期リース債務を除く長期リース債務の一切

・M 社の本店（所在地：千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1）内に存在する映像音響設備及びプロジェクターに関する長期リース債務

② 預り敷金保証金の一切

③ 以下の資産除去債務を除く資産除去債務の一切

・M 社の事務所（所在地：千葉県松戸市新松戸 1 丁目 483 番地）に関する資産除去債務

3. 契約（雇用契約を除く）

M 社が締結又は過去に承継した以下に掲げる契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

① 上記 1（1）③の売掛金に関連する顧客との契約及びこれに付随する契約の一切

② 上記 1（2）⑥のリース資産、上記 2（1）①のリース債務及び上記 2（2）①の長期リース債務に附帯又は関連する契約の一切

③ 上記 1（3）①のソフトウェアに関連する契約の一切

④ 上記 2（1）⑤の買掛金に関連する仕入先との契約の一切

⑤ 以下を除く賃貸借契約の一切

・M 社が賃借している千葉県松戸市新松戸、千葉県松戸市新松戸東及び千葉県松戸市幸谷に所在する駐車場の賃貸借契約の全て及びこれに付随する契約

4.

・M 社の事務所（所在地：千葉県松戸市新松戸 1 丁目 483 番地）の賃貸借契約及びこれに付随する契約
・M 社の事務所（所在地：東京都文京区湯島一丁目 8 番 2 号）の賃貸借契約及びこれに付随する契約

⑥ その他ドラッグストア等のグループ会社の営業企画、運営支援及び商品の企画開発・仕入・販売等の事業に関連する契約

⑦ その他上記 1 及び 2 に基づきシナジー創出会社が M 社から承継する資産及び債務に附帯又は関連する契約

4. 許認可等

M 社が保有するドラッグストア等のグループ会社の営業企画、運営支援及び商品の企画開発・仕入・販売等の事業に関連する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令等に基づき承継可能なもの。

以上

別紙２　シナジー創出会社の成立の日（2021 年２月 18 日）における貸借対照表の内容

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		（純資産の部）	
現金及び預金	10	資本金	10
資産合計	10	負債及び純資産合計	10